

大分県報

令和四年
号外（七六）
十二月二十二日

（火曜日）

目次

告示

指定予定保安林.....一

告示

大分県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年十一月二十二日

大分県知事 広瀬勝貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市上津江町上野田字保慶山一九八六番一、一九八六番二、一九八七番一、一九八七番二、一九八八番一、一九八八番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）